

令和8年度

社会福祉法人 福島福祉施設協会

福島保育所

(重要事項説明書)

は じ め に

社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島保育所では、「こどもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に、豊かな人間性と生きる力をはぐくみます」の保育理念のもと、一人ひとりのお子さんを大切に、心豊かに楽しく生活できるよう保育をしていきます。

家庭を離れての保育所生活は、お子さんにとっても保護者の皆様にも心配なことがあると思います。保育所は、家庭的で親しみのある、ゆったりとして安心感のもてる雰囲気をつくり、その中で子どもたちが、健全な心身の発達を図れるよう支援していきます。

これからお子さんは、家庭と保育所という二つの場所で生活をしていくことになります。お子さんが喜んで登所し保育所生活を楽しむことができるよう、家庭と保育所が連携をとり合いながら、こどもの成長を応援していきましょう。

【保育所と家庭の役割】

保育所では……………保育に関わる大人やたくさんの友だちと遊んだり生活したりする中で、
多くのことを学んでいきます。

家 庭 で は……………家族との温かいふれあいや、地域社会とのつながりの中で、生活の基礎を
育んでいきます。

＊ 家庭と保育所とが、それぞれの役割を十分認め合い、お互いの理解と信頼のうえで、保育を進めていきましょう。このしおりを参考にしてご協力をお願いいたします。

保 育 所 の 役 割

- 保育所は児童福祉法に基づき、保育を必要とするこどもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、こどもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければなりません。

保 護 者 の 責 任

- 保護者は児童福祉法に言われているように、こどもが家族に心から愛され養護を受け、「人」として心身ともに健やかに育成されるよう努める責任があります。

目 次

特定教育・保育の開始に際して、あらかじめ当所が説明しておくべき事項は次の通りです

1	保育所の概要	P3
2	設置者の概要	P3
3	保育所の理念及び方針	P4
4	保育所の開園日、開園時間及び休園日	P5
5	保護者の負担金について	P5
6	職員体制について	P6
7	主な施設整備計画	P6
8	保育所の一日	P7
9	年間行事予定表	P8
10	給食（食育）及び衛生管理等について	P9
11	緊急時等における対応方法	P10
12	非常災害対策	P11
13	事故防止のための取り組みについて	P11
14	虐待防止等の取り組みについて	P12
15	職員研修等について	P13
16	保育内容に関する相談・苦情窓口等について	P13
17	カスタマーハラスメントについて	P13
18	健康管理について	P14～15
19	保育所との連絡について	P15
20	送迎について	P15
21	個人情報の取り扱いについて	P16
22	巡回相談について	P16
23	保育所児童保育要録について	P16
	子育てについて	P17～19
	発達の特徴	P20～22

1 保育所の概要

名称	社会福祉法人 福島福祉施設協会 福島保育所						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒960-8002 福島市森合町8-12						
管理者氏名	所長 鈴木政子						
開設年月日	昭和22年5月1日						
連絡先	電話番号：024-534-4040 携帯番号：090 - 4639-0483 FAX番号：024-529-7771						
実施事業	◆児童福祉法第24条第1項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ☐ 延長保育事業 ☐ 障がい児保育 ☐ 乳児保育 ☐ 一時預かり保育事業 ☐ 幼稚園送迎ステーション						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	12人	18人	18人	24人	24人	24人	120人

2 設置者の概要

名称	社会福祉法人 福島福祉施設協会
法人等種別	社会福祉法人
所在地	〒960-8166 福島市仁井田字龍神前2-1
代表者氏名	会長 八島 洋一
連絡先	電話番号：024-545-3221
設立年月日	昭和56年1月8日
基本理念	人とともに地域とともにいきいきと ～ ㊦だんの㊧らしの㊨あわせ ～ 本法人は、福島市の総合福祉施設の経営団体としての役割を十分に認識しながら、施設利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援する。 社会福祉法人制度、介護保険制度、次世代育成支援等の各分野で改革が進められ、社会福祉法人を取り巻く経営環境が変化する中で、福祉サービスの質の向上を図るため、施設の合理的、能率的経営を行い、経営基盤を強化し利用者の要望に応えられるよう施設運営にあたる。

3 保育所の理念及び方針

保育理念	こどもの最善の利益のため、その人権を尊重し、保護者と地域と共に豊かな人間性と生きる力を育みます。
保育方針	1. 保育所保育指針に則り、こどもの人権を尊重し、その最善の利益のために保育する。 2. 笑顔あふれる温かい雰囲気の中で、こどもたち一人ひとりに寄り添い、心身ともに健やかな成長を育む。 3. 豊かな食を通して生命の大切さ、生きる力を培う。 4. 保護者とのより良い協力関係を築きながら、共に保育を進める。 5. 健康で安全な環境のもとで、養護と教育の一体的な提供を行う。 6. 子育てサービス・情報を提供する中で、地域との関わりを大切に子育て支援を行う。
保育目標	福島保育所 保育目標 ☆元気にあいさつができる子ども☆自分で考え、たくさん遊ぶ子ども ☆優しい気持ちを持つ子ども☆仲間と協力し、最後まで頑張る子ども <令和8年度 テーマ> 「なかまっていいな！」 ゆず組（0歳児） ・ひとり一人の生活リズムを大切に安全な環境の中で過ごす。 ・保育士との応答的な関わりやふれあいを大切にしながら安定した信頼関係を築く。 ・友だちと一緒に見る、聞く、触れるなどの経験を通し世界を広げていく。 もも組（1歳児） ・一緒に過ごすとうれしいな。 ・一緒に遊ぶと楽しいな。 ・一緒に食べるとおいしいな。 りんご組（2歳児） ・お手伝いを通して「自分で」の気持ちに挑戦し「できた！」の経験を増やす。 ・活動の中に走る、ジャンプする、階段の上り下りなどの全身運動を取り入れ、友だちと一緒に楽しみながら強い体作りを目指す。 ・「おはよう」「いただきます」のあいさつやうれしい場面での「ありがとう」を伝えてみる。

保育目標	ぶどう組（3歳児） ・友だちと一緒に遊んだり、活動したりすることを楽しみ関わりを深めていく。 ・自分の思いを言葉で伝え合い、表現することの楽しさや喜びを感じる。 ・生活習慣を身につけ、自ら意欲的にやってみようとする。
	やま組（4歳児） ・1人では難しいことも友だちと力を合わせることで“できた”という喜びや楽しさを自信につなげる。 ・“やってみたい”“これなんだろう”というワクワクを大切にする。
	そら組（5歳児） ・生活や遊びの中で、ひとつの目標に向かって友だちと力を合わせることで達成感や充実感をもつ。 ・友だちと一緒にいろいろな経験を通して、自主性・協調性を身につけ、思いやりの気持ちをもつ。 ・いろいろな人と関わり、様々な文化に親しみをもつ。

4 保育所の開所日、開所時間及び休所日

5 保護者の負担金について

- (1) 保育料 0 歳児～2 歳児は、保護者の市町村民税の課税状況と保育の必要量の区分に応じて「福島市利用者負担額（保育料）一覧表」をもとに決定されています。
3 歳児～5 歳児は、保育料が無償となります。
- 給食費 3 歳児～5 歳児は、主食費 1000 円/月 副食費 6500 円/月
を納入していただきます。
* 副食費には福島市より補助が出ており、前年度は 4800 円/月でした。
* 副食費について保護者の市町村民税の課税額により支払いが免除される場合があります。
- 教材費 クラス毎に必要な教材があります。年度はじめ、または年度途中での購入をお願いいたします。（金額は教材注文書に記載しております）
- 延長保育料 1 回 200 円
- (2) 納入 保育料は福島市に納付します。（口座振替日は利用月の平日末日）
給食費・教材費・延長保育料の支払いは保育所に口座振替となります。
（口座振替日は利用翌月の原則 25 日）
現金は釣銭のないように必ず職員に手渡ししてください。

* 保育料等についての詳細は、福島市幼稚園・保育課幼保認定係が発行する「令和 8 年度保育施設利用案内」をご覧ください。

6 職員体制について

職名	人数	職務	備考
所長	1 名	施設の業務を総括し、資質向上を図る	
主任保育士	1 名	所長の任命のもと保育の業務を掌理し、所属職員を統括指導する	
副主任保育士	3 名	主任保育士の業務を補佐し、所属職員を統括する	
保育士	21 名	保育計画を立案し、充実した活動ができるよう保育を行う	
子育て支援員	1 名	保育士と一緒にこどもの生活をサポートする	
主任栄養士	1 名	献立作成及び給食運営全般を行う	
調理員	3 名	献立に基づく調理業務及び衛生管理を行う	
用務員	2 名	環境整備や安全管理を行い安心して過ごせる環境を整える	
事務員	1 名	事務や保育の教材準備等を手伝う	
嘱託医	1 名	園児の心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う	小児小児科
嘱託歯科医	1 名		セントラル歯科クリニック

＊ 上記表は、厚生労働省児童福祉施設の設備及び運営に関する基準に基づく配置基準を満たし、より充実した保育体制を整えるための職員を配置したものです。

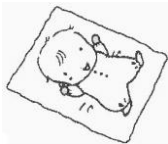
＊ 開園時間中は、最低2名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

7 主な施設整備計画

内 容	理 由
2 階電気錠 交換	電気錠が壊れているため、修理をしやすい手動の錠に変更する
誘導灯の交換	保守年数を経過したため
給食室 冷凍冷蔵庫	経年劣化による故障や部品の老朽化のため
エアコンクリーニング	製造年月日が10年を超える前にクリーニングを行い、衛生環境を保つため
ルクミー午睡チェックセンサー導入	今まで使用していたマット型センサーの保守年数を経過したため、ボタン式のセンサーに変更する

メモ

8 保育所の日

時間	ゆず・もも・りんご組	ぶどう・やま・そら組
7:00	開所 あいさつ 持ち物の準備 健康観察 自由あそび	
8:30	おむつ交換、排泄 手洗い	
9:00	おやつ	片付け、排泄
9:15		
9:30	保育計画による活動 各クラスで活動	保育計画による活動 各クラスで活動
		
	おむつ交換、排泄 ・手洗い	
11:00	昼食	排泄、手洗い
11:30	食後の口、手拭き おむつ交換、排泄、着替え	昼食
		
12:00	お昼寝	歯磨き（4、5歳児） 排泄、着替え
		
13:00		お昼寝
14:30	おむつ交換、排泄 着替え、手洗い	排泄、着替え 手洗い
15:00	おやつ	おやつ
15:30	あいさつ	
16:00	当番保育士のもとでの活動	当番保育士のもとでの活動
	～お迎え順に降園所～	
18:00	延長保育	
19:00	閉所	
		

9 年間行事予定表

(1) 主な年間行事（予定）

4月 進級式 ★入所式 ★新年度オリエンテーション	5月 交通安全教室 尿検査 プール開き ★個別懇談(希望者)	6月 ★保育参観懇談会
7月 ★夏まつり セタ 保育士体験(希望者)	8月 サマーナイト(そら組)	9月 プールじまい
10月 ★運動会(以上児、もも・りんご) わんぱくハロウィン	11月 ★発表会(未満児)	12月 ★発表会(以上児)
1月 ★保育参観懇談会	2月 節分	3月 ひなまつり お別れ会 ★満了式 修了式

- * ★印は保護者参加の行事です。是非ご参加ください。
- * 行事日程等の詳細は別紙をご覧ください。(別紙2)
- * 予定は都合により変更になることがありますので、ご了承ください。

(2) その他行事

毎月実施するもの	誕生会 避難訓練 リトミック	
隔月実施するもの	キッズヨガ	
保健計画によるもの	乳児健康診断(0歳児のみ)	月1回
	身長、体重計測	月1回
	定期健康診断	年2回
	歯科健康診査	年1回
	尿検査(3歳以上児)	年1回

10 給食（食育）及び衛生管理等について

食育目標	○ おなかがすくりズムのもてることも ○ 食べたいもの、好きなものが増えることも ○ いっしょに食べたい人がいることも ○ 食事づくり、準備にかかわることも ○ 食べものを話題にすることも
給食 (昼食・おやつ・補食)	乳幼児の発達段階を踏まえ、健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を考慮し、自所調理で完全給食を提供しております。
栄養摂取量	◆ 1～2歳児 460キロカロリーを目安に給食を作っています。 3～5歳児 540キロカロリーを目安に給食を作っています。 ◆ 体が小さい乳幼児は一度にたくさん食べられないため間食が重要な栄養補給となります。そのため3歳未満児は午前のおやつがあります。
献立等	栄養士が作成した健全な発育に必要な栄養量のほか、嗜好、季節及び行事等を十分に考慮した献立をもとに、新鮮で安全な食材を使用し自所調理を行っております。 なお、毎月月末までに翌月の献立表を配信及び配付、展示食ケース掲示版でお知らせするとともに、毎日の給食を展示します。
食物アレルギー の対応	「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき適切に対応いたします。必要書類は保育所にありますのでお渡しいたします。 ① 毎年一回「アレルギー疾患に関する調査」を行います。 ② アレルギーのある場合は主治医から「アレルギー疾患生活管理指導表」「食物アレルギー用給食実施・解除申請書」書いてもらいます。 ・ 除去…食品によるアレルギーがある場合は、医師の診断を受け、医師の指示書等必要書類をお渡しします。その上で除去食を提供します。 ・ 解除…アレルギーが改善され解除された場合も、医師の指示に従い家庭で試していただき、異常が見られない場合、保育所でも解除となります。 ・ 薬やエピペンの必要がある場合には、「与薬に関する主治医の指示書」を提出してください。
衛生管理等	◆ 職員の健康診断を年1回以上、調理（調乳を含む）従事者の検便を毎月実施します。 ◆ 納入業者の食材自主検査の実施と報告を依頼しております。 ◆ 調理した食品の保菌検査を行っております。 ◆ 「社会福祉法人福島福祉施設協会栄養士会 給食危機管理マニュアル」に基づいた給食施設・設備の管理、衛生の保持、食品の取り扱い、異物混入の対応、調理従事者の健康管理などを実施し、安心・安全・おいしい給食の提供に努めます。 ◆ 給食をとりおきできる時間は12時までとなっております。通院などで登所が遅れる場合はご注意ください。

11 緊急時等における対応方法

対応方法	◆ お子さんに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに所児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆ 保護者への連絡は「緊急時連絡票」に記入された連絡先にいたします。必ず連絡のつく電話番号をご記入ください。（①から順に連絡をいたします） ◆ 通院が必要と判断した場合は、保護者に連絡し了解を得て指定の病院、又は下記の病院への通院をいたします。場合によっては保護者の方に来ていただくこともあります。 ◆ 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	福島市消防本部
	所在地・連絡先	福島市天神町14-25 024-534-0119
警察	管轄	福島県警察福島警察署
	所在地・連絡先	福島市上町7-31 024-522-2121
嘱託医	病院名	小関小児科（医師：小澤玲子）
	所在地・連絡先	福島市万世町5-37 024-522-2908
嘱託歯科医	病院名	セントラルクリニック（医師：松本朝徳）
	所在地・連絡先	福島市栄町7-33 トヨタビル3階 024-521-1501
外科	病院名	新浜町脳神経外科・内科クリニック（医師：岩谷光貴）
	所在地・連絡先	福島市新浜町2-16 024-573-2292
眼科	病院名	土屋眼科（医師：土屋牧雄）
	所在地・連絡先	福島市北五老内町6-6 024-534-0151
耳鼻科	病院名	くさの耳鼻咽喉科クリニック（医師：草野英昭）
	所在地・連絡先	福島市天神町2-18 024-534-3387
総合病院	病院名	福島赤十字病院
	所在地・連絡先	福島市八島町7-7 024-534-6101
総合病院	病院名	大原総合病院
	所在地・連絡先	福島市上町6-1 024-526-0300

* 「緊急時連絡票」について（別紙3）

入所時に保護者の皆様から、緊急時連絡票を記入し提出していただいています。この連絡票は緊急時及び災害時に利用する大切な個人情報書類となります。ひとつの項目でも変更が生じた場合は、必ず所へお知らせください。変更の記入をしていただきます。お子さんをお預かりする上で、保護者の皆様と連絡を取り合うために重要なものとなりますので、ご協力をお願いします。

* 「健康保険証の廃止に伴う児童生徒本人の被保険者資格の確認方法」について（新入所児のみ）

マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルを印刷したもの、または、資格情報のお知らせの写しをお預かりさせていただきます。（別紙4）

12 非常災害対策

防犯設備	夜間警備・ボタン付きココセコム（セコム）防犯用カメラ（玄関・保育所南側）
防災設備	自動火災報知設備 誘導灯設備 消火器 避難器具
消防計画 届出年月日	福島市福島消防署 令和6年10月9日 届出済
防火管理者	主任保育士 安西 美樹
定期訓練	◆ 避難訓練、消火訓練：毎月1回以上実施 ◆ 総合防災訓練（引取訓練を含む）通報訓練：毎年1回実施
災害発生時の対応等	保護者等に引き渡すまでの間（開所時間外を含む）お子さんを保護します。
災害時安否 情報メール	災害時の保育所の対応についてはルクミーのアプリに配信し、お知らせいたします。
避難場所	第一避難場所 福島保育所南側駐車場 第二避難場所 保健福祉センター 第三避難場所 福島第四小学校 *状況により保育所に留まっている場合もあります

13 事故防止のための取り組みについて

社会福祉法人福島福祉施設協会保育所会の安全計画（別紙5）及び事故防止マニュアルに則り、事故防止のために常にこどもの活動を把握し、以下の活動においての配慮事項に従い年齢やそれぞれの発達に合わせ対応してまいります。

【活動】 登所・クラス別の活動・沐浴、プールあそび・給食及びおやつ・午睡・預薬・降所

* 乳幼児突然死症候群（SIDS）について

全年齢とも保育士の目視確認に加え、ルクミーの午睡チェックシートを使い午睡時の事故防止に努めています。0歳児については乳幼児突然死症候群（SIDS）予防のため、センサーを使用しております。睡眠中のこどもの呼吸の状態を測定して万が一の異常がある時に知らせてくれる機器です。使用に関しては同意書をお渡しいたします。

* 保険に加入しております

独立行政法人日本スポーツ振興センター、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社……保育所の管理下におけるこどもの災害（負傷、疾病等）に対して、災害共済給付の支給があります。

* 避難訓練の実施

職員が安全管理に関わる研修に取り組み、周知、実施をして子どもたちの安全を守ります。また、毎月ごと避難訓練ではこどもたちに分かりやすい防災・防犯の指導を行っていきます。

14 虐待防止等の取り組みについて

体制整備等	入所児の虐待防止及び人権擁護等を図るために、関係機関との必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の取り組みをいたします。
緊急時の対応	お子さんに不適切な養育の兆候が認められる場合、その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

【児童虐待の防止等に関する法律】

- 第5条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。
- 第6条 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

児童虐待の行為 ～保育従事者・教職員のための 児童虐待対応の手引き（改訂版）より～

- ・身体的虐待 … 殴る、蹴る、熱湯をかける、溺れさせる、逆さづりにする、タバコの火を押しつける、頭部を激しく揺さぶる、冬に戸外に閉め出すなど身体に傷を負わせたり生命に危険を及ぼす行為。
- ・心理的虐待 … 脅したりおびえさせたりする、甘えてきても無視するなどの拒否的な態度、きょうだい間の極端な差別など、子どもの心に著しい傷を与える言動を行うこと。また、子どもをDV（ドメスティック・バイレンス＝夫婦(恋人)間暴力）に曝すことも当てはまる。
- ・性的虐待 … 子どもに性的行為を行うこと、性器や性交を子どもに見せること、また、強要して子どもの裸を写真やビデオに撮影すること。
- ・ネグレクト … 十分な食事を与えない、衣服や下着などを長期間ひどく不潔なままにする、おむつを替えない、病気やけがをしても病院に連れて行かない、乳幼児を車内に放置したり、家に残したままたびたび外出する、子どもが求めているのにスキンシップをしない・抱っこしないなど。

【その他の取り組み】

- 「保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について」（令和7年10月1日施行）
保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでいることを受け、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境の整備に取り組んでおります。
- 「こども性暴力防止法」（2026年12月25日施行）
こどもを性暴力から守る環境づくりを進め、こどもと接する業務に就く人に性犯罪前科の有無の確認、性暴力のおそれがある場合はこどもと接する業務に就かせない取り組みを行っています。

15 職員研修等について

職員研修	保育の専門性等の向上を図るために研修計画を策定し、職場内及び外部研修の受講に努めます。
自己評価	職員による保育の内容等に関する「自己評価」「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を毎年1回以上実施し、保育の質の向上に努めます。
第三者評価	◆ 認証評価機関による「第三者評価」を定期的に受審します。 ◆ 当保育所の受審結果は、福島県ホームページ福祉サービス第三者評価事業よりご覧いただけます。

16 保育内容に関する相談・苦情窓口等について

保育所では、利用者等からの苦情に適切に対応する体制を整えております。保育所に対する苦情や改善要望がございましたら、遠慮なく主任保育士・所長にご相談ください。

また、保育所に話しづらい場合には、「第三者委員による苦情解決」の相談体制も整備されていますのでご利用ください。

その他、利用者アンケートを行っております。アンケート実施の際は忌憚のないご意見をお聞かせ願います。アンケートの結果は公表させていただいております。

保育所

受付担当者	安西 美樹（役職：福島保育所 主任保育士）
解決責任者	鈴木 政子（役職：福島保育所 所長）
連絡先	024-534-4040 090-4639-0483

第三者委員

氏名	矢吹 稔
連絡先	024-546-2255
氏名	大河内 恵
連絡先	024-567-3526
氏名	斎藤 幸子
連絡先	024-545-3859

【第三者委員による苦情解決について】

この苦情解決制度は、社会性や客観性を保持し、保育所利用者の立場や権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。第三者委員の連絡先は、保育所玄関風除室に掲示してあります。

17 カスタマーハラスメントについて

当協会ではカスタマーハラスメントに対する行動指針を策定しております。各関係機関とも連携をはかり対応いたします。（別紙6）

18 健康管理について

- (1) 乳幼児は免疫力が十分でないため、集団で長時間過ごす保育所では、病気にかかったり、体に異常があらわれたりすることがあります。以下の症状が見られたときは、医師の指示を受け、元気な状態に回復してから登所しましょう。(参考:「保育所における感染症対策ガイドライン」こども家庭庁)

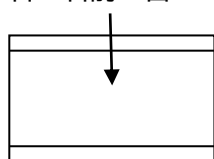
発熱 ・ 24 時間以内に 38℃を超える発熱がある場合 ・ 解熱剤を使用している場合
下痢 ・ 24 時間以内に複数回の水様便がある場合 ・ 食事毎に下痢便が出る場合
・ 機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている等の症状がみられる場合
嘔吐 ・ 24 時間以内に複数回の嘔吐がある場合
・ 食欲がない、機嫌が悪く元気がない等の症状がみられる場合

* **発しんや目の異常(目やに、目の充血、まぶたの腫れ)** は感染のおそれがあるため、医師の指示を受けてから登所してください。

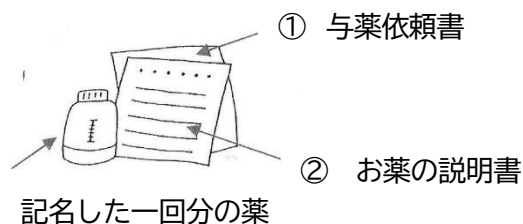
- (2) 保育所での与薬の代行は必要最低限にしたいと考えております。やむを得ず持参される場合は以下のことを守ってお持ちください。

- 「与薬依頼書」(別紙 7) に記入し、「お薬の説明書」と「一回分の薬」を一緒に袋に入れて職員に手渡してください。

ジッパー付きの袋 (A5 サイズ程度)
クラス名と名前を書いてください



①～③を一緒に入れる



- 医療機関から処方された薬をお預かりします。以下の薬はお預かりできませんのでご注意ください。

- ・ 保護者の判断で持参した薬
- ・ 以前に処方された薬 (医師の判断がなければお預かりできません)
- ・ 市販薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤

- 受診時には医療機関で、保育所に通っていることを医師に伝えてください。

- 気管支拡張テープなどの貼るタイプの薬を使用して登所する場合は、必ず保育所にお知らせください。テープには名前を記入してください。

- (3) 保育中に体調不良が見られた場合には、保護者にお知らせをします。状況によってはお迎えをお願いすることがあります。
- (4) 学校保健安全法では、感染性の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっています。保育所においてもこれを準用していきます。また、登所する際には福島市こども未来部幼保企画課・幼保支援課「医師の意見書」(別紙 8) を提出してください。
- (5) 感染症にかかった後の登所再開については、福島市こども未来部幼保企画課・幼保支援課より示されています「登園のめやす」(別紙 9) をご覧ください。
- (6) 家族に感染症が発生した場合は、まん延防止のため速やかにお知らせください。
- (7) 感染症等の情報や感染症対策については状況に合わせてその都度通知いたします。

- (8) 虫歯を予防するために、昼食後、お茶を飲む習慣から「ぶくぶく」のうがい、3歳前後から歯磨きを行っています。4・5歳児は歯磨きに加えフッ化物（オラブリス）洗口をしています。フッ化物洗口については同意書をお渡しいたします。（料金はかかりません）
ご家庭では歯磨きと大人の仕上げ磨きを励行して、健康な歯を目指しましょう。

19 保育所との連絡について

- ① 家庭やお子さんの状況に変更（住所・就労先・勤務時間・電話番号・家族の異動・出産・育児休業・退所等）があった場合は速やかにお知らせください。福島市に提出する書類は保育所にあります。
- ② 欠席や登所が遅くなる場合は9時までにルクミーを通して連絡を入れてください。連絡がない場合には保育所より確認の電話を入れさせていただきます。
- ③ 送迎者や送迎時間の変更のある場合には、必ず保育所に連絡してください。その際は、所が速やかに対応できるように保育所電話まで連絡願います。保護者の連絡先がいつもと変わるときも忘れずにお知らせください。
- ④ 登所時は保育士にお子さんの健康状態等必要なことを伝えお子さんをお預けください。
- ⑤ 保育所からの連絡（連絡帳、おたより、掲示物等）や緊急のお知らせがルクミーで配信されますので忘れずに目を通してください。

20 送迎について

- ① 送迎の際は、保育所の駐車場をご利用ください。
（所駐車場 8台 身障者駐車場の所に2台停めてください）
路上駐車は禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いいたします。
- ② 駐輪場は所東側フェンス側をご利用ください。
- ③ 駐車したら、エンジンを切り、必ず鍵をかけましょう。
- ④ 駐車場から保育所の間は、必ず手をつないで親子一緒に来てください。
- ⑤ チャイルドシート、ジュニアシートは必ず着用しましょう。
- ⑥ 保育所門扉の開閉、玄関自動ドアは必ず大人がしましょう。
- ⑦ 駐輪場や玄関前を走らず速やかに降所する際は帰るようにしましょう。
- ⑧ 駐車場内での事故等については十分に気をつけてご利用ください。駐車場内で発生したことについては自己責任となりますが、なお、保育所にもお知らせください。

21 個人情報の取り扱いについて

- 個人の情報を収集する際には、利用目的を明確にした上で収集を行います。使用につきましては「個人情報使用同意書」を提出していただいております。**(別紙10)**
- 個人情報は正確かつ最新の状態に保つよう努め、また、漏えいがないよう適切に責任を持って管理いたします。個人情報を保有する必要がなくなり次第速やかに消去、廃棄いたします。
- 保育所行事などの際に個人で撮影したビデオや写真などを、外部への提供や SNS になどに投稿する場合は、映っている人が特定されないようにして下さい。

項 目	利 用 目 的
緊急時連絡票	保護者の方の勤務状況や連絡先・緊急時の連絡先把握のために使用します。保育所より病院受診の際に持参します。
保育 I C T・研修サービス (ルクミー)	お子さんの成長の記録や、保育所の様子や家庭での様子、連絡事項の共有のため使用します。配信等をシステムで管理し使用します。
写真	保育所のホームページとルクミー、テレビや新聞社からの依頼に応じて写真を掲載することがあります。

22 巡回相談について

心理士や言語聴覚士等の専門家による巡回相談を保護者の承諾を得たうえで行い、保護者の育児相談に応じたり保育上の助言を受けたりしながら保育を実施しています。巡回相談日には、保護者も参加できます。

23 保育所児童保育要録について

厚生労働省告示の「保育所保育指針」では、保育所に入所しているこどもの就学に際し、市区町村の支援の下に、こどもの育ちを支えるための資料として「保育所児童保育要録」を保育所で作成して就学先の小学校に送付することを定めています。保育所に在所し、保育所を満了して小学校に入学される児童について、下記のとおり保育所が「保育所児童保育要録」を作成し、保育所から小学校に送付しますので、ご了解をお願いします。

○ 保育所児童保育要録の目的

保育所児童保育要録は、児童の担当保育士が保育士としての専門性を持ってこどもの育ってきた過程を振り返り、こどもの姿や発達の状況を的確に捉えて記載します。これによりこどもの育ちを次のステージ(小学校)へとつなげることを目的としています。

○ 個人情報の保護に関する取扱い

保育所児童保育要録は、児童の氏名、生年月日等の個人情報を含んでいるため、個人情報の保護に関する法律を踏まえた取扱いにより、目的外には使用いたしません。

- 保育所児童保育要録の他に、就学サポートシート（福島市）があります。就学サポートシートは、お子さん一人ひとりの成長・発達の歩みを大切に、学校生活へのスムーズな移行を支援するために、保護者の方と保育所がともに作成するものです。詳しくは、保育所にお尋ねください。

子育てについて

健康に過ごすために

健康は生活の基本です。こどもにとって心や体が発達していくうえで、生活のリズムを整えていくことはとても大切です。

- 規則正しい生活 ○ 思いきり体を動かして遊ぶ
- 楽しい食事 ○ 十分な睡眠や休息

これらが満たされ心も体も安定して健康に過ごせるように、こどもの生活を 24 時間であらえ、家庭と保育所との連携を密にして生活リズムを整えましょう。

食 事 “体づくりはまず食事から”

- 朝ごはんを食べることによって体も脳も目覚めます。朝ごはんを食べて登所しましょう。
- 育ち盛りのこどもは十分な栄養をとることが大切です。できるだけいろいろな食品に触れバランスのとれた食事をとりましょう
- 食事は楽しく食べてこそ、より栄養になるとも言われています。家族でゆったりと楽しい雰囲気の中食事をするよう心がけましょう。

睡 眠 “早起き早寝、寝る子は育つ”

- 早起き早寝の習慣で健全な心と体を育てましょう。
- 決まった時間に気持ちよく眠ることができるように環境を整えましょう。

運 動 “戸外であそびましょう”

- 外気に触れて体を動かして遊ぶことは運動機能の発達はもちろん、骨の発育を促し体を丈夫にし、病気への抵抗力を高めるうえで大切です。体を動かして遊ぶことを心がけましょう。

薄 着 “薄着で丈夫な体を”

- こどもは新陳代謝が活発です。活動しやすく心地よく過ごせるよう薄着を心がけましょう。
- 肌に直接触れる衣類は、汗を吸収しやすい素材のものを選びましょう。

事 故 “こどもは危険に対する予測がつきません”

- やけど、誤飲、転落によるケガや事故等がないよう、大人が十分注意し子どもの安全を守りましょう。
- 大人が交通ルールとマナーを守り見本を示し、交通事故からこどもを守りましょう。

明るく思いやりのあるこども・意欲的なこどもに育つために

こどもは豊かに成長する力をもっています。

全身を使って遊んだり、歩いたり走ったり、五感を使った遊びや体験を通して、自分で考えて行動することや友だちや様々な人との関わりを学びます。その中で喜んだり悲しんだり感動したりがまんしたり相手を思いやる気持ちが育ちます。

- こどものやってみよう、試してみようという意欲をできるだけ認めながら、やってはいけないことはきちんと教え、危険のないよう見守っていきましょう。
- こどもが話しかけてきたらしっかり聞きましょう。その体験がこどもの聞く力、話す力、考える力を伸ばします。
- 喜んだり感動したりする経験や、身近な大人の優しい言葉かけ、日常のさりげない思いやりなどによって、豊かな情緒が日々の生活の中で養われます。
- こどもの生活の中でもスマートフォン・タブレット・ゲーム機器などが身近なものになりました。便利で簡単に使えるようになったなかで、こどもの成長へのデメリットも心配されています。使用目的を明確にしたり使用時間を決めるなど、使用に関してお父さんやお母さん約束をすることが大切ですね。大人がしっかりと責任を持ちましょう。こどもは実体験を通した方が幼児期に必要なスキルを習得しやすいと言われています。人とかかわりや戸外での遊びはバリエーションが豊かで実体験にはもってこいです。手で触れる・肌で感じる・目で見ると言葉で伝えることと心と体を育てましょう。
- こどもは、友だち同士のぶつかり合いを通して社会のルールを知り、友だちへの思いやりも育っていきます。大人の都合や感情でこどもをみるのではなく、こどもの気持ちを理解し見守ったり励ましていきましょう。
- こどもが“自分で”と言うときは、危険のない限り自分からやろうとする意欲を大切に見守りましょう。失敗しても怒らず、意欲につながるような言葉かけをしていきましょう。
- 「だめ」「いけません」「あぶない・・・」などの禁止ことばや「～しなさい」「早く早く」という命令的なことばを日頃使いがちです。「片付けしなさい！」というより「片付いていると気持ちいいね」や「〇〇するともっとよくなるよ」など、肯定的な言葉かけをすることはこどもの自発性を育てます。保護者の生活にこどもをあわせるのではなく、ゆとりをもった生活の工夫をしていきましょう。
- 自分の物や、みんなで使う物を大切にする気持ちを育てましょう。

よい習慣をつけましょう

人間の一生で一番成長のめざましい乳幼児期に、生活に必要な能力の基礎が育ちます。この時期に大人がなんでもやってみたり口を出しすぎたりするのではなく、必要に応じて手を貸し、時には見守ったりしながらよい習慣を身につけていけるよう援助していきましょう。

- 自分のことは自分でできるよう、着脱のしやすい衣類や足に合った靴を選びましょう。
- いつもきれいにしていると気持ちがよいという感覚は、清潔の習慣づけの第一歩です。
 - ・朝起きたら顔を洗い、髪をときましょう。
 - ・食事の前や、戸外から帰ってきたときは手洗い、うがいをしましょう。
 - ・衣類は毎日とりかえましょう。
 - ・爪は常に短く切っておきましょう。伸びすぎると不潔だけでなく、怪我につながることもあります。
 - ・髪の毛は衛生的にしましょう。
 - ・むし歯予防のために、歯をみがきましょう。(一日一回は大人が仕上げみがきをしましょう。)
- 日常生活の中で大人が進んで正しい言葉を使うよう心がけましょう。
 - ・おはよう、さようなら、ありがとう等の挨拶が気持ちよくできるようにしましょう。
 - ・「はい」「いいえ」等の返事がはっきり言えるようにしましょう。
- 快い一日を過ごすためには、朝の気持ちよいスタートが大切です。“早く、早く”とせきたてることのないよう時間にゆとりを持つようにしましょう。
- 出かける前には持ち物をよく調べ、忘れ物はないかこどもと一緒に確かめましょう。

親子のふれあいを大切にしましょう

乳幼児期は親にまわりついて肌のふれあいや愛情をもとめる時期です。十分なスキンシップを持つことがこどもの自立につながります。短い時間でも心をこめて接していくことで親と子の絆を深めていきましょう。

- こどもは保護者の迎えを心待ちにしています。帰り道は、所でのできごとを聞くなど、楽しい気持ちで帰宅できるように心がけましょう。
- 休日は戸外で遊んだり絵本を読んだりするなど、親子でゆっくり過ごす時間をつくるようにしましょう。
- 日頃経験できない生活体験も大切です。こどもにあった過ごし方で親子一緒に楽しむ時間を大切にしましょう。

発達の特徴 （おおよその目安）

<0～3か月未満児>

- 目覚めている時間が増していく。
- 空腹やおむつが汚れるなど不快になると泣く。
- 動くものを目で追う。
- 人の顔をじっとみる。
- 大きな音に反応する。

<3か月～6か月未満児>

- 首がすわる。
- うつぶせ姿勢にすると頭を少し上げることがある。
- 自分の手や指をもてあそび、自分の指を口に入れる。
- ガラガラを持たせると振ってあそぶ。
- 声を出してひとりであそぶ。
- 音や声のする方に顔をむける。
- あやしたり話しかけたりすると笑う。
- 離乳食を食べ始める。(5 か月頃)

<6か月～9か月未満児>

- 寝がえりが自由自在になったり、お座りしたり、這い出したりと動きが活発になってくる。
- 遠くにある玩具をとろうとして腕をのばす。
- 歯がはえ始める。
- 知らない人を見ると表情を固くしたり、泣いたりする。
- 好きな人を見るとキャッキョと喜んで手をのばす。
- アーアー、ウーウー、マンマ等さかんに喃語を言うようになる。
- イナイ、イナイ、バアー等を喜ぶ。
- 離乳食が進み、一日二回食となる。

<9か月～1歳3か月未満児>

- 這い這いから、つかまり立ち、ヨチヨチ歩きをするようになる。
- 歯の数が増え、かんで食べるようになる。
- 気にいらないといらいらしたりじれて泣いたりして、自分の要求を強く表すようになる。
- 身近な人を見てニコニコしたり、相手になってもらうことを喜んだりするが人見知りもする。
- 好奇心が盛んになりいろいろな物に触れて遊ぶ。
- 名前をよばれると、そちらの方にふり向く。
- 大人のいう簡単なことばがわかり、片言が始まる。
- 小さいものを親指と人さし指でつまむ。
- 睡眠時間や排尿便の間隔が定まってくる。
- 離乳食が3回になる。(12 か月頃。おやつなどの補食は必要)

< 1歳3か月～2歳未満児 >

- こぼしながらも手づかみやスプーン、フォークを使って一人で食べようとする。
 - 歩行が徐々にしっかりしていく。
 - 身振りで要求をあらわすことが多い。
 - 大人の話しかけや、相手をしてもらうことを喜ぶ。
 - 他児への関心が増してくる。
 - 要求が通らないとかみついたりひっかいたりすることがある。
 - こどもをとりまくまわりのものにすべて興味をもって手を出す。(誤飲に注意する。)
- (火気器具、ポット、ビニール袋、キャップ類、ボタン電池、化粧品、薬品、ボタン、磁石等)

< 2歳児 >

- 食事はこぼしたりするが、一人で食べられる。
- 食前、排泄後の手洗いなどは声を掛けられてするようになる。
- 簡単な衣服を脱ぎ着できる。
- 好きな絵本を読んでもらうと喜ぶ。
- 簡単な歌が歌えたり、音楽に合わせて体を動かしたりすることを楽しむ。
- 親、友だち、動物などのまねをすることが盛んになってくる。
- 日常生活に必要な言葉がだんだんわかり、言葉数が増す。
- 大人の言うことに「いや」と言ったり従わなかったりすることが多い。
- 何でも自分でやりたがる反面、できないと頼ったりすることもまだある。
- 自我の芽生えが、かんしゃく、八つ当たり頑固な行動となって表れてくるが多くなる。
- 友だちなどへの関心や関わりが増すことから、物の取り合いによるトラブルが多くみられる。
- 歩く、走る、跳ぶなど基本的な運動機能が伸びるとともに手、指の動作も巧みになってくる。

< 3歳児 >

- 歩く、走る、跳ぶなどの運動機能がしっかりしてくる。
- 手洗い、うがいができるようになる。
- 食事は一人で食べられる。
- 排便は一人でできるようになるが、大人の手助けを必要とする。
- 下着、洋服、パンツ、ズボン、靴下、靴などは脱いだり、着たり、履いたりができる。
- 簡単なきまりがわかるようになる。
- 友だちと喜んで遊び、少しのがまんはできる。
- 身のまわりのことに興味をもち「なぜ」「どうして」などの質問が多くなる。
- 自分の物と、人の物の区別ができる。
- 簡単なストーリーのある絵本を見たり、読んでもらったりすることを喜ぶ。

< 4歳児 >

- 嫌いなものでも少しは食べようとする。
- 自分のことは自分ででき、簡単なお手伝いもする。
- 健康、安全など日常生活に大切なきまりを守ろうとする。
- 行動が活発になり、体をたくみに動かす運動が増える。
- 大人や友だちのことを理解しようとする。
- 自慢、喧嘩、好き、嫌いなどの感情をはっきりだすことができる。そのため、トラブルが、多くなるが、そのぶつかりの中で他人の立場や要求が分かるようになる。
- 会話により生活が広まり、友だちと交流が豊かになる。
- ごっこ遊びや童話を好むようになる。
- 好奇心が強く盛んに質問するようになる。
- 自分なりのイメージを持って身近な素材を使って描いたり作ったりするようになり、感じたこと考えたことを表せるようになる。

< 5歳児 >

- 日常生活のきまりや約束がわかり、分担した仕事をやりとおそうとする。
- 運動機能が発達し、力を合わせ集団競技やルールのあるゲームを楽しむ。
- 問題がおきた場合、大人に頼らないで、自分たちで解決しようとする傾向があらわれる。
- 自分と他の人との違いなどに気づくようになり、不当と思うことを、黙っていない。
- 友だちとつながりが深まり、集団活動の楽しさが増す。
- 知ろうとする気持ちが強くなり、身近な社会や自然の現象を正しくとらえようとして疑問をもち、工夫して解決しようとする。
- 日常生活に必要な言葉が使える、文字や数に対して興味をしめす。
- 絵本や物語などに親しみ、内容に興味を持ち、様々に想像して楽しむ。
- 身近な人との関わりの中で、思いやりやいたわりの気持ち、感謝の気持ちを持つ。

